

議案第51号

鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「はきもの」を「履物」に改め、同条第6号中「おのおの」を「各々」に改め、同条第8号中「男女」を「, 男女」に、「, 防臭」を「及び防臭」に改め、同条第9号中「10歳」を「7歳」に改め、同条第10号中「浴そうは」を「浴槽は,」に改め、同条第12号中「洗い桶」を「洗いおけ」に改め、同条第14号中「清潔な」を「, 清潔な」に改める。

第5条第2項第2号中「浴そう, シャワー」を「浴槽, シャワー」に改め、同項第4号中「蒸気箱」を「サウナ室又はサウナ設備（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室又は設備をいう。）」に改め、同条第3項第1号中「前項第3号及び第4号並びに」を削り、「, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号」を「及び第12号から第16号まで並びに前項第3号及び第4号」に改め、同項第2号中「5平方メートル」を「, 5平方メートル」に改め、同項第3号中「浴そう, シャワー」を「浴槽, シャワー」に、「浴場」を「浴槽水（浴槽内の湯水をいう。）」に、「とりかえる」を「取り替える」に改め、同項第5号中「又は」を「, 又は」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（提案理由）

公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げる等のため、所要の改正をしようとするものである。